

大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画

2023年5月12日現在

大阪物療大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程に基づき、以下の通り不正防止計画を策定する。

区分	項目	不正発生要因	課題解決への具体的な取り組み
責任	機関内の責任体系の明確化	研究活動上の管理監督責任が十分果たされない。	- 責任体系を定め、明文化し、本学ホームページにて周知している。 - 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者を設置している。
運営・管理	ルールの明確化・統一化	所属する研究者が大阪物療大学公的研究費マニュアル、関連規則等を知らないまま研究活動を行う。	- 毎年「大阪物療大学公的研究費マニュアル」の内容の見直しを行い、改善整備し、研究者へ配付している。 - 所属する研究者全員を対象に説明会（9月）を実施している。（新任教員へは入職時にも実施している） - 本学ホームページにて公的研究費マニュアルや関連規則等を周知している。
	関係者の意識向上	コンプライアンス教育及び啓発活動、研究倫理教育が不十分なことから不正行為に関する理解が不足する。	- コンプライアンス教育及び啓発活動、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施（入職時と9月）し、受講状況を把握している。 「公的研究費の理解度チェックシート」を研究者全員に実施後、理解の不足している項目を分析し周知している。 - 所属する研究者全員や学生に対して説明を行う際には、具体的な事例を用いて不正行為に関する理解を深めている。 - 公的研究費に関わる全ての構成員を対象に「誓約書」の提出を求めている。 「大阪物療大学の学術研究に係る行動規範」を制定、周知し、関係者の遵守を求めている。
	告発等の取扱い調査および懲戒に関する規程運用の透明化	相談・通報窓口および不正に係る調査の体制・手続等の周知不足により研究費の不正執行等を許す温床となる。	- 機関内外からの告発等相談窓口の設置を本学ホームページにて継続して周知している。 - 不正に係る情報を迅速に最高管理責任者へ報告する体制を構築している。 「大阪物療大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」を本学ホームページで公表している。 - 不正が発生・発覚した場合の懲戒について、学内教職員には「学校法人物療学園就業規則」にて、学外業者については「学校法人物療学園における契約に係る取引停止措置要領」により定めている。
計画	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正発生の要因を理解していないことにより学内の不正リスクが増大するおそれがある。	- 不正防止計画推進部署と内部監査部門が連携して不正防止計画を策定し確実に実行する。 - 内部監査結果をコンプライアンス教育及び啓発活動にて周知し、再発防止の徹底をはかる。
研究費の管理	研究費の執行全体	研究費の計画的執行の遅れにより年度末に研究費執行が集中するおそれがある。	- 繰越手続き等について説明する。 - 年度末における研究費執行の集中について注意喚起する。 - 研究費の執行状況を研究者および総務課（経理）にて共有し研究計画が遅延している場合は研究者へ勧告する。
	物品費	発注及び納品において専門的な知識を必要とすることから研究者に発注・検収を依頼せざるを得ない物品について、不正防止の責任所在が不明となる。	- 業者に納品・検収に協力する等の不正防止に係る誓約書の提出を求めている。 - 可能な限り研究者を支払いに関与させないように、請求書を発行頂き事務（総務課）にて支払いをするようにしている。 - 発注・検収業務は基本的に事務（総務課）にて担当し、例外の発注と検収の明確なルールを大阪物療大学公的研究費マニュアルに反映している。 - 公的研究費では購入金額1万円以上の物品及び雑誌を除く全ての購入図書について本学への寄付を求め、研究者任せではない本学による物品管理を徹底している。 「学校法人物療学園固定資産物品管理規程」に基づき管理し、1年に1回棚卸して現品確認を継続している。
	旅費	事前に出張の必要性の確認や経費管理ができず、適切な研究費の執行が妨げられる。	「出張申請書」「出張報告書」「出張旅費精算書」等の提出ルールを守ることを徹底している。 - 出張（学会等）がオンラインに変更、開催中止などの際には速やかに事務（総務課）へ連絡するように徹底している。
情報	学外への情報発信・共有化の推進	取引業者等の不正への認識が薄れる。	- 不正の取り組みに関する方針を本学ホームページ及びコンプライアンス教育にて周知している。 - 取引回数、金額に応じて「誓約書」の提出を義務付ける。
モニタリング	内部監査の実施	管理不足により不適切な研究費執行につながる。	- 総務課にて日常的な執行状況の点検にあたる。 - 内部監査部門によるチェックやリスクアプローチ監査を行う。 - 監事・会計監査法人・内部監査部門と連携し研究費の管理を徹底する。 - モニタリング結果を最高管理責任者に報告し、問題が生じた場合、改善策を検討し、具体的措置を執っている。
	不正防止計画の見直し	現状と乖離した計画により不正防止計画が実行性を持たない。	研究者及び事務取扱部署より定期的に意見を聞き、不正防止計画を見直している。